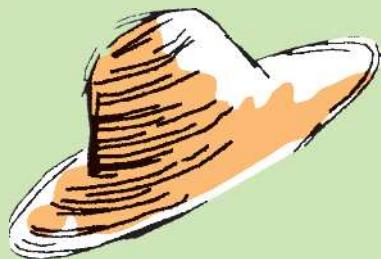


大河原農業改良普及センターだより



麦わらぼうし

発行：宮城県大河原農業改良普及センター

〒989-1243

宮城県柴田郡大河原町字南129番1号(宮城県大河原合同庁舎内)

電話 0224-53-3519 FAX 0224-53-3138

e-mail oknokai@pref.miyagi.lg.jp

H P <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ok-nokai/>



令和元年東日本台風被災水田における営農継続に向け、地力増進作物の試験を実施

農業経営の維持を丁寧に支援

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言が発出されて以来、私達の生活が一変し、学校給食の休止や各種イベントの中止等により、農業生産分野においても、農産物の取引の休止や販売が落ち込む等の事態が生じ、農業経営の維持に大きな障害となっています。

県では、令和2年4月3日に県内7か所に『新型コロナウイルスに関する農業経営相談窓口』を設置し、当所におきましても農業者の皆様からの様々な相談に対応しています。さらに、ホームページや関係機関等を通じて新型コロナウイルス対策として国が作成した感染防止のガイドラインの周知徹底や、持続化給付金、各種制度資金等の支援措置についての迅速な情報の収集と提供に尽力することで、農業者の皆様の経営維持への支援に努めています。

加えて、当管内は、令和元年東日本台風により甚大な被害を受けましたが、営農再開を強力に支援したこと、本年度の生産再開が困難な丸森町の複数地区の水田において、地力増進作物の栽培が開始され、復興の象徴として注目されています。

これまで、東日本大震災等の様々な災害に見舞われながらも、そのたびに知恵を出し、様々な共助により復興を果たしてきた経験を生かし、この難局を乗り切っていくと信じています。市町やJA等の関係機関との連携をさらに密にしながら日々変わる情勢に対応した丁寧な支援に尽力して参ります。

大河原地方振興事務所農業振興部長
兼大河原農業改良普及センター所長 増田 潤子

思いを形に、あなたのチャレンジ支えます、応援します。宮城の農業普及。



令和2年度 普及センタープロジェクト課題の取り組み

令和元年東日本台風の被災地域における担い手を中心とした営農再開

令和元年東日本台風は仙南地域において農業被害額22億円を超える甚大な被害をもたらしました。現在も丸森町を中心に水稻を作付けできない農地が復旧を待っている状況であり、担い手の営農意欲減退が懸念されています。

普及センターでは、復旧工事終了までの所得確保、地域農業についての話し合い、経営体の経営改善に向けた取り組み支援を通して、担い手が意欲を持って営農再開することができるよう活動していきます。



法面が崩落した水田

令和元年東日本台風の被災地域における主要な園芸品目の早期営農再開と生産の安定

仙南地域における主要な園芸品目である「いちご」「ブロッコリー」「ねぎ」「小ぎく」「輪ぎく」「トルコギキョウ」は、令和元年東日本台風によりほ場への土砂の堆積や濁水の浸水・冠水、栽培用ビニールハウス倒壊等の大きな被害を受け、生産量の減少や品質の低下、出荷の遅延が心配されています。

普及センターでは、被災した作物の早期営農再開と被災前の収量品質確保を目的に技術支援していきます。



冠水して泥をかぶったいちご

そば生産を核とした集落営農システムの構築

川崎町の北西部に位置する古関地区は、山間高冷地帯に属し農地も未整備である上に、高齢化や担い手不足の課題もあり、地区として将来の水田農業に危機感を持っていました。このため、平成28年度から「古関水田農業の将来を考える勉強会」を立ち上げ話し合いを重ね、農地整備事業を実施すること、集落の担い手を育成することを決定しました。

普及センターでは、地区で転作作物として取り組んできたそばの収量の安定化と新規園芸品目への取り組み支援に加え、水田農業の将来を担う集落営農法人設立に向けた基礎的知識の習得や事業計画作成を支援し、ほ場整備を契機とした集落営農がスムーズに発進できるよう支援していきます。



法人化に向けた勉強会

新しい生産技術の導入によるいちごの生産額向上

近年、施設園芸では環境制御やIPMなど先端技術の開発・導入が進んでいます。これらの技術は大規模な施設でなくても、ちょっとした管理の改善で効果を得ることが可能です。

普及センターでは、JAみやぎ仙南蔵王地区いちご部会と連携して、植物の光合成を促進するための炭酸ガス施用や温湿度管理の改善などの収量向上や省力化につながる技術の導入を支援しました。その結果、部会において生産額が向上し、活気がでてくるなどの効果があったことから、今後は、管内全体の施設園芸に、この取組の普及を図っていきます。



白マルチで採光を改善

新型コロナウイルス感染症の影響による農業経営支援策について

新型コロナウイルス感染症が拡大していることに伴い、影響を受けた農業経営体が活用出来る支援策の概要をお知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインを農林水産省が発表しています。

また、関連する各種情報については、普及センターのホームページにリンク先をまとめていますので、御活用ください。

大河原農改

検索



農業者の営農活動への影響が懸念されるため、大河原地方振興事務所農業振興部に新型コロナウイルスに関する農業経営相談窓口を設置しました。農業経営や融資制度に関する困りごとがあれば、お気軽にご相談ください。

<問合せ> 地域農業第二班

0224-53-3519

平日の午前8時30分から
午後5時15分まで

- 高収益作物次期作支援交付金（農林水産省）：次期作に高収益作物（野菜・花き・果樹など）に取り組む生産者に対し、種苗費等の資材購入や機械レンタル代等を支援する交付金です。
- 肉牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）：発動の有無や交付額に対する県産格差を解消するため算定基準が見直されたほか、生産者負担金の納付が猶予されます。
- 雇用調整助成金（厚生労働省）：売上が減少した事業者が、休業手当を支給して従業員を休ませた場合に助成金が支払われます。
- 持続化給付金（経済産業省）：ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対し、法人は200万円、個人事業者は100万円の給付が受けられます。

新型コロナウイルス感染症対策として利用できる資金

新型コロナウイルス感染症により農林業経営に影響を受け、今後の経営の維持・安定に向けた資金を必要とする農林業者を支援するため、「農林業経営サポート資金」（県制度資金）をはじめ、各種融資制度を活用することができます。各資金の内容は表のとおりです。詳細は普及センターまでお問合せ願います。

■新型コロナウイルス感染症対策として利用できる制度資金（令和2年5月18日）

資金名	農林漁業セーフティネット資金	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	農林業経営サポート資金	農業近代化資金
貸付対象者	認定農業者 主業農業者※ 認定新規就農者等 ※農業所得が過半を占める等	認定農業者	農林業者 ※新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していることを融資機関が確認できた方	認定農業者 主業農業者※ 認定新規就農者等 ※農業所得が過半を占める等
資金用途	運転資金（長期） 事業継続のために必要な資金	設備資金（長期） 運転資金（長期） 農業経営改善計画の達成に必要な資金	運転資金（短期） 経営の維持・安定を図るために必要な当面の運転資金	農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金の借入れ ※農業改善を伴わない費用・単なる減収補填のみを目的とした借入は対象外
償還期間	10年以内 (うち据置3年)	25年以内 (うち据置10年)	1年	資金使途に応じ 7～20年以内 (うち据置2～7年以内)
貸付利率	0.16% 【特例措置】 貸付当初5年間実質無利子	0.16～0.20% 【特例措置】 貸付当初5年間実質無利子	0%	0.20% 〔認定農業者等が借入れる場合：0.16～0.20%〕 【特例措置】 貸付当初5年間実質無利子
貸付限度額	【特例措置】 1,200万円 特認：年間経費等の12分の12	個人：3億円 (特認6億円) 法人：10億円 (特認20億円)	下記のいずれか低い額 ①個人：150万円 (特認300万円) 法人：500万円 ②農林業経営被害額	個人：1,800万円 (知事特認2億円) 法人・団体：2億円
保証等	【特例措置】 実質無担保・無保証人	【特例措置】 実質無担保・無保証人	農業信用基金協会の保証可能	【特例措置】 ・貸付当初5年間保証料免除 ・実質無担保
取扱機関	(株)日本政策金融公庫	(株)日本政策金融公庫	県内の農協、七十七銀行	農協、銀行、信用金庫等

※上記表内の**【特例措置】**は新型コロナウイルス感染症により経営に影響が生じていること等を融資機関が確認できた方が対象となります。